

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>杜陵学園</u>に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振りは、1日につき12時間の範囲内で<u>園長</u>が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては<u>園長</u>の定めるところにより1時間以上の、6時間以上7時間45分以内である場合にあつては<u>園長</u>の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(復興防災部消防安全課等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する<u>者</u>の勤務時間の割振り)</p> <p>第9条 復興防災部消防安全課、県南広域振興局農政部北上農村整備センター、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、<u>児童相談所</u>、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する<u>者</u>で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(<u>福祉総合相談センター等</u>に勤務し、<u>児童の一時保護又は入所者の自立支援</u>に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 <u>福祉総合相談センター、児童相談所又は杜陵学園</u>に勤務し、<u>児童の一時保護又は入所者の自立支援</u>に従事する職員の勤務時間の割振りは、1日につき12時間の範囲内で<u>所属長</u>が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては<u>所属長</u>の定めるところにより1時間以上の、6時間以上7時間45分以内である場合にあつては<u>所属長</u>の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(復興防災部消防安全課等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する<u>職員</u>の勤務時間の割振り)</p> <p>第9条 復興防災部消防安全課、県南広域振興局農政部北上農村整備センター、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する<u>職員</u>で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。